

第 1 章 総 則

第1章 総 則

第1節 目 的

この要領は、水道法、高知市給水条例等に規定する給水装置の設計・施工・検査・保守管理の基準及び給水装置工事の事務手続きについて、必要な事項を定め、適正な運用を確保することを目的とする。

この要領に関する主な関連法令は、次のとおりである。

- 1 水道法（昭和32年法律第 177号。以下「法」という。）
- 2 水道法施行令（昭和32年政令第 336号。以下「政令」という。）
- 3 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）
- 4 高知市給水条例（昭和48年高知市条例第16号。以下「条例」という。）
- 5 高知市給水条例施行規程（昭和33年水道局規程第 1 号。以下「施行規程」という。）
- 6 高知市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第 5 号。以下「指定工事事業者規程」という。）
- 7 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）
- 8 その他

第2節 用 語 の 定 義

1 配水管

配水池、配水塔又は配水ポンプを起点として、給水区域内に円滑、安定して配水するために、高知市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が布設し、かつ、所有する配水管をいう。ただし、管理者が維持管理をするため無償譲渡を受けた私設配水管は、配水管としての取扱いとする。配水管は、次の2種類とする。

(1) 配水本管（給水分岐不可）

配水区域内に配水するための幹線管、又は給水分岐のない管をいう。

(2) 配水支管（給水分岐可。以下「配水管」という。）

配水区域内の一定の範囲に配水するための口径 350ミリメートル以下の管をいう。

2 給水装置

需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。また、その種類には、①専用給水装置、②共用給水装置、③私設消火栓、④私設配水管がある。

ただし、一旦受水槽で受け給水する場合は、配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具までが給水装置であり、受水槽以降は給水装置に当たらない。

(法第3条第9項、条例第2条・3条)

(1) 給水管

水を供給するために、配水管から分岐して設けられた管をいう。

(2) 給水用具

給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具であり、ホースなど容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まれない。給水装置を構成するうえで、原則としてなくてはならないものであり、分水栓、止水栓、給水栓などをいう。

(3) 私設配水管

配水管と同等の機能をもち、管理者以外の者が専用給水装置に分岐することを目的として布設し、かつ、所有する給水管をいう。(条例第3条第4号)

3 貯水槽水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。

(法第14条第2項第5号)

ただし、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものを「簡易専用水道」、10立方メートル以下のものを「小規模貯水槽水道」という。

第3節 給水装置工事の施行

- 1 給水装置の工事をしようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。(条例第4条第1項及び施行規程第5条)
- 2 指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が工事の設計及び施行をする場合には、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事竣工後速やかに管理者の工事検査を受けなければならない。(条例第6条第2項)

[補足]

- (1) 申込者は、あらかじめ指定工事業者に工事を委任し、これを受けた指定工事業者は、管理者に給水装置工事を申し込み、承認を受けた後、施行しなければならない。
- (2) 給水装置工事の承認は、当該給水装置の設計が法令、条例、施行規程及びこの要領等の定めにも適合していることの確認及び当該給水装置による給水を管理者が承諾することを意味する。
- (3) 指定工事業者は、前各号をふまえて、設計審査から工事検査に至るまで、適正な経過手続きにより当該工事を完結しなければならない。

第4節 給水装置工事の基本項目

- 1 給水装置の構造及び材質は、政令第5条に規定する基準に適合しているものでなければならない。
- 2 配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの工事に用いようとする給水管及び給水用具については、管理者が指定する材料を使用しなければならない。（条例第6条の2第1項）
- 3 工事の費用は、工事申込者の負担とする。（条例第5条）

[補足]

- (1) 給水装置材料は、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているもののうちから、布設場所、使用箇所、施工方法及び維持管理等を考慮し、最も適切な材料を選定しなければならない。
また、給水装置は、使用者が必要とする水量を安定して、かつ、安全な水を供給するために適正な口径の給水管と使用目的に適した給水用具等とが合理的に組み合わせられるとともに、給水装置全体が整合性のあるシステムとなるよう留意する必要がある。
- (2) 配水管及び他の地下埋設物への損傷を防止するとともに、漏水時又は災害時等の緊急工事を円滑に実施するため、配水管等からの分岐及びメーターまでの工事は、管理者が指定した材料及び定められた工法により適正に施行しなければならない。
- (3) 給水装置の新設、改造、修繕、撤去工事に係る費用は、申込者の負担を原則としている。また、給水装置は個人の財産であり、その管理については、水道使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）が行うことを原則としている。

- (4) 違法な給水装置の施工又はその使用にあつては、条例等の規定に基づき過料が科せられたり、給水を停止されたりする場合がある。また、管理者は、故意・過失を問わず、汚水等が配水管に逆流するおそれがあるとき又は給水装置の材質が水道水の水質に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、当該工事の承認を取り消し、又は給水を停止する。

第5節 指定工事業者

1 指定工事業者制度

水道事業者は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。（法第16条の2第1項）

[補足]

(1) 指定工事業者の位置づけ

- ① 指定工事業者制度は、給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合することを確保するため、管理者が給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者を指定する制度である。

指定工事業者には、次のことが求められる。

ア 政令の基準に適合する給水装置工事を施行できる技術を有すること。

イ 給水装置工事に関し、法令・規則及び市が定めた条例・規程・この要領等を熟知し、かつ、それに従って確実に工事を施行できること。

ウ 工事の発注者との契約を誠実かつ適正に履行できること。

- ② 指定工事業者が行う給水装置工事は、技術力を確保するため、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）のもとで行わなければならない。

(2) 指定工事業者の責務

指定工事業者は、法及び施行規則等に定められた事務の処理に関する基準を遵守する責務を負うとともに、それに違反した場合は、指定の取消し又は停止の処分を受けることがある。

- ① 事業所で選任した主任技術者のうちから、給水装置工事ごとに主任技術者を指名しその者が施行した工事の㉞工事申込者の氏名又は名称、㉟工事場所、㊱施行完了年月日、㊲主任技術者の氏名、㊳完成配管図面、㊴工事に使用した給水管及び給水用具の名称並びに政令第5条に定める基準に適合していることの確認方法の記録を作成させ、

3年間保存すること。

- ② 配水管等の分岐箇所からメーターまでの工事を施行する場合は、管理者の承認を受けた工法、工期その他の条件に適合すること及び配水管その他の埋設物に変形、破損等を生じさせることがないよう、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させること。
- ③ 主任技術者及び給水装置工事に従事する者の技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- ④ 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合した給水装置工事を施行すること。
- ⑤ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適した機械器具を使用すること。
- ⑥ 管理者が行う工事検査に、工事を施行した事業所に属する主任技術者を立会いさせること。
- ⑦ 工事を施行した指定工事業者は、管理者から、工事に関する必要な報告又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 維持管理

指定工事業者は、軽微な変更等の場合を除いて、給水装置工事を施行することができる唯一の業者であること及びその工事が公共の福祉と密接な関係があることを自覚し、給水装置の破裂、損傷の修理等については責任をもって対処しなければならない。

2 主任技術者の責務

主任技術者は、以下の職務を誠実に行わなければならない。（法第25条の4第3項）

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- (4) その他厚生労働省令で定める職務

[補足]

(1) 主任技術者の役割

主任技術者は、指定工事業者から事業所ごとに選任され、給水装置工事ごとに指名されて、調査、計画、施工、検査について給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、従事する者に対する指導監督を行わなければならない。

- (2) 給水装置工事は人の健康や安全に直結した水道水を供給するための工事であり、工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

また、給水装置の構造及び材質の基準に適合しないものを使用したり、工事の施行が不良であれば、配水管へ汚水が流入し水道水が汚染されるおそれがあり、当該給水装置の使用者のみならずその他の使用者に大きな被害が生じるため、衛生及び公益上の十分な注意をもって施工する必要がある。

(3) 主任技術者の職務

① 調査段階

ア 給水装置工事の現場について十分な事前調査を行い、現場に応じた施工計画を策定し、工事の難度に応じて熟練した配管工などを配置・指導し、工程管理、品質管理、安全管理を確実に行うこと。

イ 給水装置工事の申込み等の事務手続きは、この要領等を遵守するとともに、道路掘削・占用等の工事については、道路管理者及び警察署長等の許可を受けること。

② 計画段階

ア 給水装置工事に使用する給水管及び給水用具の選定にあたっては、給水装置の構造及び材質の基準に適合するものから、現場の状況に合ったものを使用すること。

ただし、配水管の分岐箇所からメーターまでの工事については、管理者の指定する材料を使用すること。

なお、申込者等から基準に適合しない給水用具等の使用を要望された場合は、使用できない理由を説明し、基準に適合するものを使用すること。

イ 給水装置の構造や材質の選定にあたっては、設置方法や場所によっては、汚水の吸引や逆流、外部の圧力による破損、酸・アルカリ等による侵食や電食、凍結などを生じるおそれがあるので、それぞれの特質を十分考慮すること。

ウ 地中や壁中等に埋設する給水管及び止水栓等は、工事施行後の不良箇所の発見や修繕等を行うことが困難なことから、現場の状況に応じ、設置箇所や設置方法を考慮し選定すること。

エ 給水装置工事には、管の切断・接合、給水用具の取付け等の工種がある。また、使用材料も金属製や樹脂製のもの、さらにその種類によってさまざまな施工方法がある。このため、工種や使用材料に応じた適正な機械器具が使用できるよう手配を行うこと。

オ 給水装置工事を期間内に確実にを行うため、事前に詳細な施工計画、施工図面を作成し、工事従事者などに周知徹底しておくこと。また、建築業者等と工程について

調整しておくこと。

③ 施工段階

ア 給水装置工事には、熟練した技術力を必要とする工種があることから、熟練者などの配置計画を立てるとともに、役割分担と責任範囲を明確にし、給水装置の構造及び材質の基準に適合した工事が確保されるよう指導監督を行うこと。

イ 配水管等の分岐箇所からメーターまでの配管工事について、適正に工事が行われない場合には、配水管の損傷、汚水の流入による水質汚染事故及び道路の陥没 事故などを生じさせるおそれがあるため、十分な知識と技能を有する者に工事を行わせること。なお、施工に際しては、あらかじめ技能を有する者が従事することを管理者に示しておくこと。

ウ 調査段階、計画段階で得た情報や関係者と調整して得た結果に基づき、最適な工程を策定し、それを管理すること。

エ 給水装置に使用する給水管及び給水用具等は、あらかじめ契約書等に定めておくことなど、工事発注者に明示しておくとともに、工程ごとに自ら又は工事従事者などに指示することにより品質確認を確実にすること。

オ 配管工事の施行にあたっては、給水管の端から土砂や汚水の流れ込みを防止するよう努め、接合部から接着剤又はシール剤が内部に混入しないようにするなど、水の汚染や漏水を生じさせないための工事の品質管理を確実にすること。

カ 工事従事者などの事故や災害を防止するため、工種ごとに安全を確保すること。また、道路部分の工事においては、通行者等の安全に万全を期すこと。

キ 給水装置工事の施行にあたっては、工事従事者などの健康状態や事故防止にも十分注意を払うこと。

④ 検査段階

工事検査前に自ら又は信頼できる他の主任技術者などに指示することにより行う自主検査は、水道水を需要者に供給するための最終的な工事の品質確認ともいうべきものであり、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを十分確認すること。

なお、管理者が行う工事検査において、当該工事に係る資料の提出及び立会いを求められたときは、これに応じること。

3 指定工事業者の申請・届出に関する手続き

(1) 指定の申請（法第25条の2、施行規則第19条）

指定工事業者として指定を受けようとするものは、次の事項を申請書に記載して提出し

なければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- ② 給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地
- ③ それぞれの事業所で選任されることとなる主任技術者の氏名及び主任技術者免状の交付番号
- ④ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ⑤ 事業の範囲

(2) 指定基準（法第25条の3、施行規則第20条）

- ① 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。
- ② 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこ、その他管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(3) 指定の申請書類（施行規則第18条）

指定を受けようとする者は、次の書類等を提出しなければならない。

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第1）
- ② 誓約書（施行規則様式第2）
- ③ 機械器具調書（施行規則別表）
- ④ 法人の場合 定款及び登記事項証明書
個人の場合 住民票の写し

(4) 変更等の届出（法第25条の7）

指定工事業者は、次の事項に変更があったときは、管理者に届け出なければならない。

- ① 事業の廃止・休止又は再開
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 氏名・名称・住所
- ④ 法人にあっては代表者の氏名・役員の氏名
- ⑤ 主任技術者の氏名又は免状交付番号

(5) 指定事項変更届（施行規則第34条第2項）

指定工事業者は、上記の変更があったときは、変更があった日から30日以内に、指定給水装置工事業指定事項変更届書（施行規則様式第10）に表1-1の書類を添えて提出しなければならない。

表1-1（表中○印が添付書類として必要）

変更に係る事項		定款	登記事項 証明書	住民票の写し	誓約書	備考
氏名又は名称	法人	○	○			
	個人			○		
住 所	法人	○	○			
	個人			○		
代表者の氏名	法人	○	○		○	
役員の氏名	法人		○		○	
事業所の名称 又は所在地	法人					
	個人					
主任技術者の 選 任	法人					免状又は給水装 置工事主任技術 者証の添付
	個人					

（注）個人事業者の相続・譲渡はできない。廃止・新規の手続きが必要になる。

(6) 主任技術者の選任・解任（法第25条の4第2項、施行規則第21条・22条）

指定工事業者は、主任技術者を選任したときは、遅滞なくその旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

その場合に、給水装置工事主任技術者選任・解任届（施行規則様式第3）を提出しなければならない。

- ① 指定を受けた場合……………指定を受けた日から2週間以内に選任
- ② 主任技術者が欠けた場合……………当該事由が発生した日から2週間以内に選任
- ③ その他の選任・解任の場合……………当該事由が発生した日から遅滞なく選任・解任

(7) 事業の廃止、休止又は再開の届出（施行規則第35条）

給水装置工事事業者 廃止
休止 届出書（施行規則様式第11）を提出しなければならない。
再開

- ① 廃止，休止……当該廃止又は休止の日から30日以内に提出
- ② 再 開……当該再開の日から10日以内に提出

4 指定の取消し・停止

(1) 指定の取消し（法第25条の11）

指定工事業者が次のいずれかに該当するときは，管理者は指定の取消しができる。

- ① 指定の基準に適合しなくなったとき。
- ② 主任技術者の選任又は解任の規定に違反したとき。
- ③ 変更等の届出をせず，又は虚偽の届出をしたとき。
- ④ 給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすることができ
ないと認められるとき。
- ⑤ 管理者の行う工事検査において，主任技術者の立会いの求めに対し，正当な理由なく
これに応じないとき。
- ⑥ 給水区域において施行した工事に関し管理者の必要な報告又は資料の提出の求めに対
し，正当な理由なく応じず，又は虚偽の報告・資料の提出をしたとき。
- ⑦ 施行する給水装置工事が，配水管その他管理者が管理する水道施設の機能に障害を与
え，又は与えるおそれが大であるとき。
- ⑧ 不正の手段により指定工事業者の指定を受けたとき。

(2) 指定の停止（指定工事業者規程第4条）

管理者は，前項①～⑧までのいずれかに該当する場合において，指定工事業者に斟酌す
べき特段の事情があると認めるときは，指定の取消しに代えて12月を超えない期間を定め，
指定の効力を停止することができる。

第6節 給水装置の基準適合制度

水道事業者は，当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が，政令で
定める基準に適合していないときは，供給規程の定めるところにより，その者の給水契約の
申込みを拒み，又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水
を停止することができる。（法第16条）

〔補足〕 制度の概要

給水装置の構造・材質が不適正であれば、水が汚染されて配水管に逆流し、配水管を通じて公衆衛生上の問題を発生させるおそれがある。また、工事が不適正であれば配水管に損害を与えるおそれがある。

そのため、給水装置が政令第5条に適合していないときには、その給水装置による水道水の給水拒否や給水停止を行うことができる旨を定めたものである。

(1) 給水装置の構造及び材質の基準は、以下の観点から定められている。

- ① 配水管を損傷しないこと。
- ② 他の水道利用者への給水に支障をきたしたり危害を与えないこと。
- ③ 水道水の水質の確保に支障をきたさないこと。

(2) 基準の内容は、給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準とに二分できる。

- ① 性能基準は、個々の給水管及び給水用具が満たすべき必要最小限の性能である「耐圧性能」、「浸出性能」、「水撃限界性能」、「防食性能」、「逆流防止性能」、「耐寒性能」及び「耐久性能」について必要な基準を定めたものである。

この性能基準は、項目ごとにその性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用される。

ア 耐圧性能：水圧に対して十分な耐力を有すること。

イ 浸出性能：水が汚染されるおそれのないこと。

ウ 水撃限界性能：水撃作用により給水装置に破壊等が生じないこと。

エ 防食性能：酸、アルカリ、漏えい電流により侵食されないこと。

オ 逆流防止性能：水の逆流を防止し、水漏れ、変形、破損その他の異状を生じないこと。

カ 耐寒性能：凍結により給水装置に破壊等が生じないこと。

キ 耐久性能：10万回の開閉操作を繰り返した後、他の性能基準項目を満たすものであること。

- ② 判断基準は、給水装置を構成する個々の給水管及び給水用具が性能基準を満たしているだけでは給水装置の構造・材質の適正を確保するためにはなお不十分であることから、給水装置のシステム全体として満たすべき技術的な基準を定めたものである。

ア 所要水量に対して適正な給水管の口径であること。

イ ポンプなど、水圧に影響を与える機械などに直接連結されていないこと。

- ウ 土圧に対して十分な耐力を有し、水が漏れるおそれのないこと。
- エ 当該給水装置が他の水管と連結されていないこと。
- オ 必要な耐圧性能が確保されるよう給水装置の構造、材質に応じた必要な接合が行われていること。
- カ 水が汚染されるおそれがなく、行き止まり配管等停滞水が生じる構造となっていないこと。
- キ 凍結を防止するための適切な措置が講じられていること。
- ク 止水機構の開閉により水撃作用を生じるおそれのあるものにあつては、当該給水用具の上流側に近隣して水撃防止器具を設置するなど、適切な水撃防止処置が講じられていること。
- ケ 電食、酸食、その他の腐食、損傷等のおそれがないこと。
- コ 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具及び施設等に給水する給水装置にあつては適切な逆流防止措置が講じられていること。
- サ 家屋の主配管は、漏水時等の修理を容易に行うことができるよう、構造物下の通過を極力避けるなどの配管経路の選定が行われていること。

(4) 基準適合品の使用

指定工事業者は、給水装置工事に使用する給水管や給水用具について、その製品の製造者に対して構造・材質基準に適合していることが確認できる資料の提出を求めることなどにより、基準に適合している製品を確実に使用しなければならない。

ただし、この基準に適合している製品であれば即給水装置が構造・材質基準に適合するというものではなく、個々の給水用具などについての性能とともに、給水装置のシステム全体としての逆流防止、凍結防止、防食などの機能整備を個々の現場ごとに判断しなければならない。

第7節 給水装置工事の種別

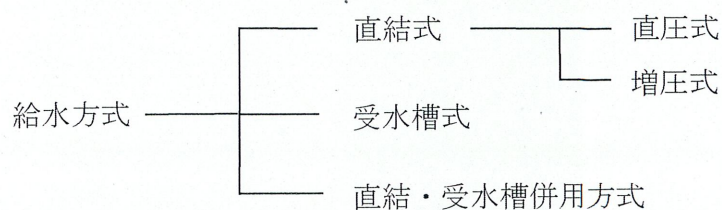
給水装置工事は、次の種別に区分する。

表 1－2 給水装置工事の種別

新 設	新 設 工 事	新たに給水装置を設ける工事
	仮 設 工 事	① 建築工事の目的で設置され、新設工事に移行するもの ② 他の土木工事などの用に供する目的で一時的に給水し、その用が終われば撤去されるもの
	消火栓設置工事	消火栓の設置のみを目的とする工事
改 造	改 造 工 事	既存の給水装置の管種、口径、給水用具の位置及び種類などを変更する工事
	改造仮設工事	既存の給水装置の形態を建築工事などの目的で一時的に変更する工事
	切 替 工 事	配水管の布設替などに伴い、給水管を新たに分岐する工事
修 繕 徹 去	修 繕 工 事	給水装置の破損箇所を原形に修復する工事
	撤 去 工 事	不要となった給水装置の全部を撤去する工事

第8節 給水方式

給水方式には、直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式があり、以下の要件を満たさなければならない。



1 直結式

直結給水には、配水管の動水圧で直接給水する直結直圧式と、給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直接給水する直結増圧式がある。

(1) 直結直圧式による給水は、配水管の水圧、水量等の供給能力を考慮し、以下を基準とする。

① 低地区においては、給水口高さを標高20メートル以下とする。

② 建築基準法（昭和25年法律第201号）における4階以下（天井面以下）の給水を対象とする。

③ 高地区（高高地区を含む。）においては、配水池等の位置条件により別に定める。

(2) 直結増圧式については、第10章 直結増圧式給水による。

※4階直結直圧式及び直結増圧式については、事前協議を要する。

2 直結式が認められないもの

(1) 一時に多量の水を使用するものや使用水量の変動が大きい施設・建物等で、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの

(2) 毒物・劇物・薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造・加工又は貯蔵する工場・事業所・研究所等

(3) 常時一定の水の供給が必要な施設は、断水による影響が大きいため、貯留機能が必要となり、原則として受水槽式にすることが望ましい。

例えば、冷凍機の冷却水等、特に給水の継続を必要とするもの（食品冷凍機等）に対しては、水道が配水管の工事等で断水した場合、直結式では大きな損害を被ることがあるため、平常時において直結式での給水が可能であっても、受水槽式とすることが必要である。

3 受水槽式

受水槽式とは、水道水を一旦受水槽で受け給水する方式であり、以下を基準とする。

(1) 配水管の水圧が所要圧に比べて不足する場合

(2) 一時に多量の水を必要とする場合

(3) 常時、定水圧を必要とする場合

(4) 工事などによる断・減水時にも、一定の保安用水を必要とする場合

(5) 低地区にあつて、給水しようとする給水口の高さが標高20メートルを超える場合

(6) 有毒薬品を使用するクリーニング工場、メッキ工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある装置へ給水するとき。

(7) 水道に直結できない用具を設置するとき。

(8) その他管理者が必要と認めるとき。

※用地等、地形状の事情で標高20メートル以下に受水槽を設置できない場合の特例

受水槽の吐水口が標高20メートル以下に設置できないと管理者が認めた場合、ピーク時以外の水压を利用するものとし、吐水口を標高25メートルまでの範囲で認める。ただし、この場合の受水槽は地盤面に設置するものとし、容量は1日使用量の2分の1以上とする。

4 直結・受水槽併用式

直結・受水槽併用式とは、一つの建物で、直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するものである。

この方式で危惧されるクロスコネクションや直圧部における修繕工事に関して、将来とも問題が発生しないように、以下の点に注意しなければならない。

- (1) 直結給水の部分については直結式、受水槽以降の部分については受水槽式の基準に準ずるものとする。
- (2) 各給水方式における系統を明確にし、それらを連結してはならない。
- (3) 同一事業者、又は同一所有者が同一使用目的で使用する場合は、認められない。
- (4) 同一階で、直結式と受水槽双方で給水すること及び1階を受水槽、2・3階を直結式、4階以上を受水槽式で給水するなど、配管形態が輻輳する給水方式は、原則として認められない。

第9節 工事の申請手続き

指定工事業者による給水装置及び私設配水管工事をしようとする者は、別に定める給水装置工事申請書（以下「工事申請書」という。）に必要事項を記入し提出しなければならない。

（上記の手続きの申込みにあたっては、工事を請け負った指定工事業者は、発注者と委任関係を明確にしておく必要がある。）

1 施行承認

給水装置を新設、改造、修繕（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）又は撤去工事をしようとする者は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。（条例第4条第1項）

これは良好な給水環境を確保するとともに、後日給水の申込みがなされた際、給水が拒否されるなど、無用の事態を生じさせないためのものである。

2 承認要件

条例第4条第1項の承認は、以下の要件を満たす場合に行う。

- (1) 当該給水装置の設置による新規所要水量が、分岐予定の配水管の給水能力の範囲内であ

ること。

(2) 当該給水装置の口径が、使途別所要水量及び同時使用率並びにメーターによる適正な計量の確保を考慮して、妥当な大きさであること。

(3) メーターの設置について、条例第16条、第17条の定め及びこの要領の設置基準を満たすものであること。

(4) 法、条例等に適合していること。

(5) その他管理者の施設管理に支障をきたさないこと。

なお、承認にあたり、承認要件に適合させるために、当該工事の計画変更（構造、口径、受水槽の設置等）を指示することがある。この指示に従わないときは、承認をしない。

3 承認要件に係る事項の変更

管理者の承認を受けた後、承認要件に該当する事項（口径、栓数等）を変更するときは、改めて施工前に承認を受けなければならない。

4 承認の辞退

管理者の施行承認を受けた後、当該工事を取り止める場合は、工事取下げの申請を行わなければならない。

〔補足〕 制度の概要

1 申請書の作成及び給水装置工事の申込み

申込者は、指定工事業者を選定し、工事一式の契約を締結する。

指定工事業者は、次に掲げる書類のうち、申込みに必要な書類を申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て管理者に提出し、設計審査を受けること。

この際、管理者は、別に定める給水装置新設分担金（以下「分担金」という。）を徴収する。（条例第30条）

2 給水装置工事の申込みに関する書類

(1) 工事申請書

① 申込者名、指定工事業者名及びその他必要な事項を記入し押印したもの。

② 配管図面・申請配管図面・工事場所・使用材料・概算見積書等記入したもの。

(2) 利害関係人の同意書等

申込者は、管理者が必要であると認めた場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。（条例第6条第3項、施行規程第8条）

① 家屋又は土地の所有者の同意書

② 支管分岐承諾書

③ 土地使用承諾書

④ その他管理者が必要と認める書類

(3) 所有者の代理人（条例第14条）

給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(4) 管理人の選定（条例第15条）

以下に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、届け出なければならない。

① 給水装置を共有する者

② 給水装置を共用する者

③ その他管理者が必要と認めた者

3 給水装置工事の承認

給水装置工事の承認は、新設分担金、設計審査手数料の納入済を確認した後に行うものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

管理者は、給水装置工事の承認をした後、給水装置工事許可書を指定工事業者へ交付する。

4 分担金の納付（条例第30条）

(1) 給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径する者は、メーターの口径の区分に従い別に定める額の分担金を納付しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径する者が納付すべき分担金は、新口径に係る分担金額と旧口径に係る分担金額との差額とする。

(2) 分担金は、工事申込みの際、納付しなければならない。

(3) 既納の分担金は還付しない。ただし、当該工事が完了しないときは、この限りではない。

(4) 条例第30条第1項第1号に係る給水区域（春野地域又は別に規定する区域を除く。）において、増径工事申込者から徴収する分担金は、昭和57年3月31日以前に工事を施行したもので、口径13ミリメートルを口径20ミリメートルに増径する場合に限り、新口径に係る分担金額と旧口径に係る分担金額との差額の4分の1とする。

（施行規程第28条第1項）

(5) 鏡小浜簡易水道に係る給水区域において、増径工事申込者から徴収する分担金は、口径13ミリメートルを口径20ミリメートルに増径する場合に限り、新口径に係る分担

金額と旧口径に係る分担金額との差額の2分の1とする。

(施行規程第28条第3項)

また、条例第30条第3項各号の規定により算出する場合で次の各号の一に該当する場合は、それぞれの分担金を合算するものとする。

① 2以上の給水装置を統合するとき

② 2以上の給水装置に分割するとき

(施行規程第28条第4項)

5 給水装置工事の施行

指定工事業者は、管理者が承認した配管図面に基づき、給水装置工事ごとに指名した主任技術者の指導監督のもとに、当該工事を施行すること。(施行規則第36条第1号)

6 提出書類

(1) 工事申請書

(工事申請に際し、発注者と工事業者との委任関係を明確にしておくこと。委任行為の確認を行わず発注者に代って行った申請等の手続きは、それ自体有効なものであるが、無権代理若しくは表見代理とみなされ、不利益を被る場合があるので注意すること。)

(2) 給水申込書

(3) 建築確認済証(写)、開発許可書(写)

(4) 水理計算書(3階及び4階直結直圧式、直結増圧式、受水槽式等)

(5) クロスコネクションに関する誓約書

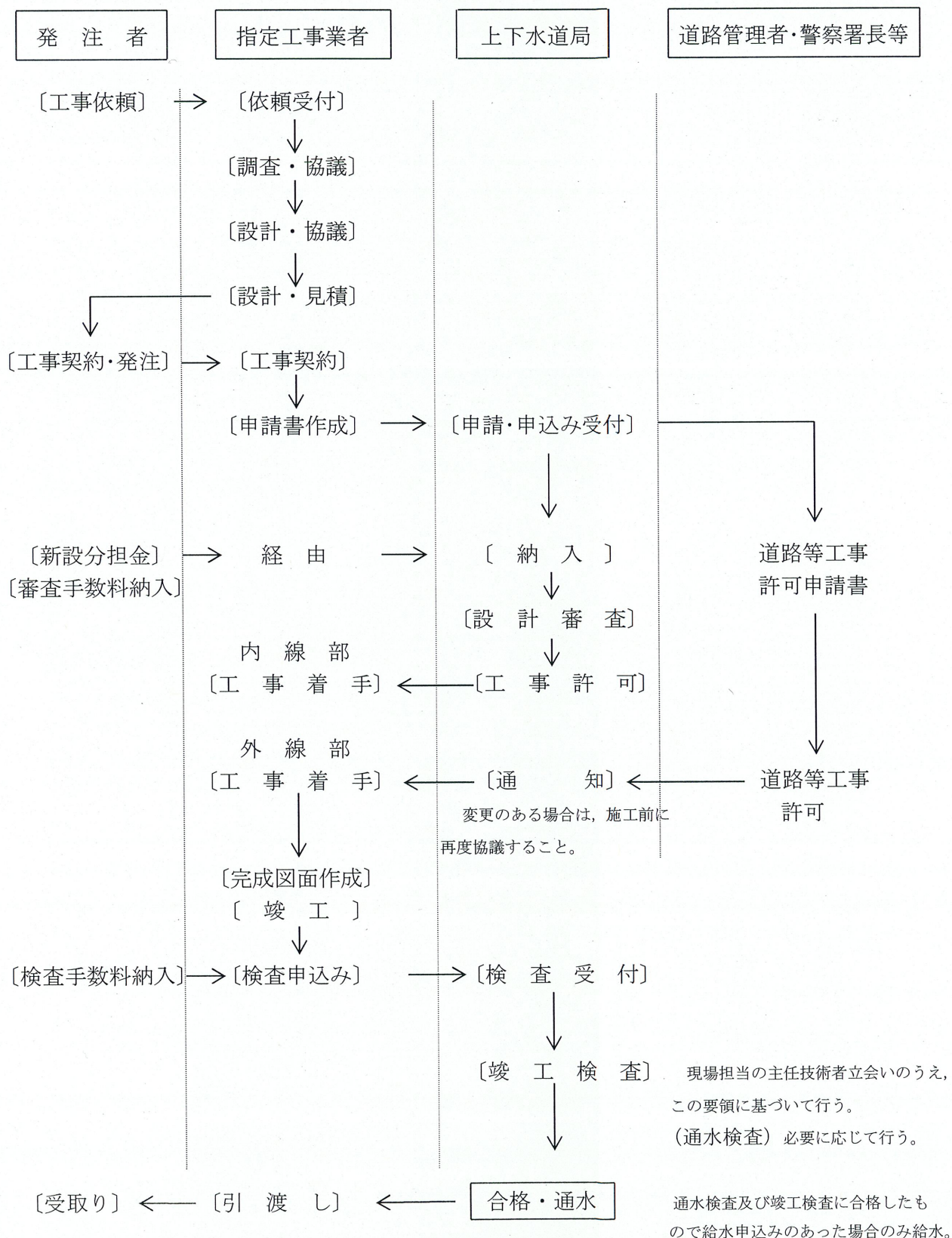
(6) 維持管理に関する誓約書(浄水器、受水槽等)

(7) 道路掘削占用許可申請書、生活道、私道掘削同意書等

(8) その他管理者が必要と認めた書類

第10節 給水装置工事の標準的な施行順序

1 給水装置工事の標準的な施行順序は、次の図のとおりとする。



第11節 水道事業者と水道使用者等との関係

1 供給規程

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分、その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。（法第14条）

[補足]

供給規程は、給水契約の約款であり、高知市においても給水条例（昭和48年高知市条例第16号）を供給規程として定めている。

条例の内容は、水道水の供給に関する管理者と給水を受ける者（需要者）の各々の責任事項を定めたものであるが、管理者の主要な責任事項については法等により定められており、必ずしも供給規程で定める必要はないことから、実質的には需要者の責任事項と水道の使用等に伴って生じる事項の処理方法などが主な内容となっている。

なお、給水条例で水道使用者等の責任事項としているものは、概ね次のとおりである。

- (1) 給水装置の管理上の責任
- (2) 料金支払いの義務
- (3) 届出の義務

2 給水義務

法により水道事業者に義務づけられた主な事項は、次のとおりである。

(1) 給水契約の申込みの受諾義務

水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。（法第15条第1項）

正当な理由とは、次のとおりである。

- ① 申込みの地域が、配水管の布設のない地区であるとき。
- ② 正常な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足しているとき。
- ③ 特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難なとき。
- ④ 給水装置の構造、材質が政令に適合しないとき。

(2) 常時給水義務

水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。（法第15条第2項）

常時水を供給するとは、使用者が必要とするときにいつでも給水栓から水が出せるよう

に常時通水している状態をいう。

ただし、災害その他やむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。

この場合にあっては、突然の停電、災害による事故発生等によって水道事業者の意思に反して給水が途絶される場合を除き、給水停止となる区域及び期間について、あらかじめ関係者に周知させる措置をとる必要がある。

給水を停止できる正当な理由としては、次のものが挙げられる。

- ① 異常渇水のため水量が不足した場合
- ② 停電等により動力が使用不能となった場合
- ③ 水道施設の故障・事故及びその修理を行う場合
- ④ 公益上必要な水道施設の拡張又は改修工事を行う場合

(3) 給水の停止

水道事業者は、給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、その者に対する給水を停止することができる。（法第15条第3項）

第12節 瑕疵責任

指定工事業者は給水装置工事完了後、当該給水装置の所有者から当該工事の契約に基づき瑕疵に係る修繕等の請求があったときは、これに速やかに応じなければならない。

[補足]

給水装置工事は当該装置ごとに施工方法が異なる受注工事であり、この装置の大部分は地中又は壁中に埋設されるため、引渡しの時点に、申込者又は請負建築業者が、当該装置のすべての部位について、瑕疵のないことを確認することは實際上極めて困難である。

このため、指定工事業者は、給水装置工事（受水槽部分を含む。）が完了し、申込者又は請負建築業者等に当該給水装置を引き渡した後において、自己の原因による瑕疵又はその瑕疵による損害が発生したときは、責任をもって速やかに当該瑕疵の補償又は損害の賠償を行わなければならない。また、平素から迅速な対応を行うため、当該装置の引渡し時には、所有者又は使用者が、緊急時等に速やかに連絡をとることができる措置を講じておくなど、万全な態勢を設けるよう心がけなければならない。なお、補償期間や瑕疵責任については、契約書に明記しておくことが望ましい。

第13節 適用の疑義

この要領の適用にあたって疑義が生じた場合は，管理者の指示による。